# 社会福祉法人磐田市社会福祉協議会評議員選任候補者の推薦等に係る規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人磐田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第７条第４項の規定に基づき、本会の評議員選任候補者（以下「選任候補者」という。）の推薦等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（選任候補者の定数）

第２条　選任候補者の定数は、３３人とする。

（選任候補者の推薦方法）

第３条　理事会は、選任候補者について、次の各号の社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者の中から推薦の提案を行う。

⑴　民生委員児童委員協議会　９人
⑵　自治会連合会　５人
⑶　行政職員　２人
⑷　社会福祉施設を経営する者　１人
⑸　ボランティア団体　３人
⑹　福祉教育関係機関　１人
⑺　身体障害者福祉会　１人
⑻　老人クラブ連合会　１人
⑼　手をつなぐ育成会　１人
⑽　子育て支援に関する組織又は団体　１人
⑾　市議会議員　１人
⑿　社会教育委員　１人
⒀　労働者福祉協議会　１人
⒁　商工関係団体　１人
⒂　地区社会福祉協議会連絡協議会　２人
⒃　福祉委員会連絡協議会　１人
⒄　ＮＰＯ法人連絡会　１人

２　評議員に欠員が生じたときは、理事会は、速やかに選任候補者の推薦の提案をしなければならない。

（評議員の解任提案）

第４条　評議員の解任の提案は、理事会が行う。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。